

議 案 第 6 6 号

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

新居浜市建築基準法施行条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第88条第1項の規定」を「第88条第1項」に、「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。